

議案第32号関連資料

指定管理者の指定に係る議決事項の一部変更について

1 目的

令和元年度末に指定期間の満了を迎える明石市立休日歯科急病センター兼障害者等歯科診療所について、指定期間を変更し、現指定管理者による管理運営を継続しようとするものです。

2 管理を行わせる施設及び管理者

(1) 施設

名称：明石市立休日歯科急病センター兼障害者等歯科診療所

所在地：明石市貴崎1丁目5番13号

(2) 管理者

一般社団法人 明石市歯科医師会

3 指定期間の変更

令和2年3月31日までの指定期間を2か月延長し「令和2年5月31日まで」とします。

4 変更の理由

明石市立休日歯科急病センター兼障害者等歯科診療所は、診療機能の拡充や利便性の向上等を目的として、施設を移転し新たに「あかしユニバーサル歯科診療所」として開設を予定していますが、令和2年6月に開設の運びとなったことから、開設準備及び移転が整うまでの間、現施設の指定期間を延長しようとするものです。